

令和5年度（2023 年度）



豊中市こども未来部子育て給付課

令和5年（2023 年） 8月

～豊中市LINE公式アカウントの友だち追加をお願いします～

ひとり親家庭の方を対象とした制度やイベント等の各種情報を受け取ることができます。



左の二次元コードより、友だち追加をお願いします。
通常メニュー⇒受診設定⇒子育て・教育⇒ひとり親⇒登録

1 はじめに **オンライン申込可能な制度があります 詳細は HP 等でご確認ください**

離婚を検討中・手続き中の方へ	1
母子父子福祉センターのご案内	1
相談窓口について	2
ひとり親家庭とは	2

区分		
母子	寡婦	父子

2 暮らしのこと

ファミリー・サポート・センター	3
ひとり親家庭等日常生活支援事業	4
子育て短期支援事業	5
認定こども園入園・保育所入所	6
利用者負担額（保育料）の軽減	6
一時保育事業・病児保育	7
放課後こどもクラブ	8

☐		☐
☐	☐	☐
☐		☐
☐		☐
☐		☐
☐		☐
☐		☐

3 経済的支援

児童手当	9
児童扶養手当	9
ひとり親家庭医療費助成制度	10
子ども医療費助成制度	11
就学援助制度	11
就学援助制度（新入学児童学用品費）	12
生活保護	12
遺族基礎年金・遺族厚生（共済）年金	13

☐		☐
☐		☐
☐		☐
☐		☐
☐		☐
☐		☐
☐	☐	☐
☐	☐	☐

4 こどもの教育支援

大阪府育英会奨学金貸付制度	14
豊中市私立高校入学支度金貸付あっせん制度	15
豊中市高校奨学費貸付制度	15
私立高等学校等の授業料無償化制度	16
母子父子寡婦福祉資金貸付金	17
日本学生支援機構	18

☐		☐
☐		☐
☐		☐
☐		☐
☐	☐	☐
☐	☐	☐

5 すまいのこと

府営住宅	19
市営住宅	20
豊中市居住支援協議会	20
母子生活支援施設	20

☐		☐
☐		☐
☐	☐	☐
☐		

6 優遇・減免制度

国民健康保険料の減額制度	21
国民年金保険料の免除・猶予制度	21
JR定期乗車券の特別割引制度	21
所得税、市・府民税のひとり親・寡婦控除	22
固定資産税・都市計画税の減免	23
利子非課税制度・福祉定期預金制度	23
その他入園料等の特別割引制度	24

☐		☐
☐	☐	☐
☐		☐
☐	☐	☐
☐	☐	☐
☐	☐	△
☐		☐

7 養育費のこと

養育費保証促進補助金・公正証書等作成費用補助金	25
弁護士費用補助金	26

☐		☐
☐		☐

8 仕事のこと

ひとり親家庭自立支援給付金事業	27
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	27
母子・父子自立支援プログラム策定事業	28

☐		☐
☐		☐
☐		☐

9 子どもに関する関係窓口など

豊中市内の主な学習支援教室	29～31
	32

1 はじめに

離婚を検討中・手続き中の方へ ～離婚前相談を利用してください。～

民法第766条「子の利益をもっとも優先して考慮しなければならない」

子どもの未来にとって重要な取決め

(① 親権、婚姻費用、慰謝料、②財産分与、養育権、③養育費、親子交流)

のことや離婚後の生活のこと、子どもに離婚のことを話すなど、課題や不安を感じられている場合は、豊中市立母子父子福祉センターほかの相談窓口をご利用ください。

(必要な手続き一例です) ①親権の変更 家庭裁判所/国民健康保険等の扶養変更(担当課P.21参照) 市民税等の扶養変更(担当課P.22参照) ②財産分与 年金分割(担当課P.21参照) ③養育費 公正証書等作成・保証契約(担当課P.25参照)

母子父子福祉センターのご案内

母子父子福祉センターは、ひとり親家庭や寡婦の生活相談・技能習得・教養講座など、暮らしを豊かにするための交流と憩いの場です。

弁護士・専門員相談 (離婚前相談を含む)

- ・弁護士による法律相談 親権、金銭問題など
第2・第4水曜 18時～20時、
第1・第3土曜 9時30分～11時30分
- ・養育費、親子交流など専門員相談 元調停員が対応
第3木曜 13時～16時

弁護士費用補助

- ・養育費請求にかかる弁護士費用を補助(26ページ)

生活就労支援

- ・日常生活の悩み相談 月曜～金曜 10時～16時
- ・講習会 簿記検定講座、介護職員初任者研修、医科医療事務検定講座、ビジネスパソコン基礎講座など
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業(4ページ)

子どもの支援

- ・学習支援教室 中高生を対象に大阪大学ほかの学生(トライグループ)が講師となり、自学・自習形式で学びます。毎週土曜日10時～15時、費用月3,000円

親子の交流会

- ・バスツアー、クリスマス会など



※ 相談者はご本人に限ります。(要予約)

◆開館時間 午前9時～午後5時15分

(12月29日～1月3日を除く)

◆問合わせ先 中桜塚2丁目28番8号(まるぷらっと内)

TEL 06-6852-5160

◆アクセス 阪急バス「市役所前」下車 南西へ徒歩5分

阪急電車「岡町」下車 東へ徒歩5分

駐車場はありません。公共交通機関のご利用をお願いします。

相談窓口について

豊中市立母子父子福祉センター

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭の方、離婚前の方に対して、専門的知識を有する母子・父子自立支援員が相談に応じ、生活の安定、自立に必要な情報提供や支援を行っています。（できれば事前にご予約ください。）

問い合わせ先:豊中市 こども未来部 子育て給付課 TEL 06-6858-2767

民生委員・児童委員

ご自身や子どもの悩みをはじめとした、生活に関する相談に応じ、必要により関係機関につなげます。

問い合わせ先:豊中市民生・児童委員協議会連合会事務局(社会福祉協議会内) TEL 06-6841-7335
豊中市 福祉部 地域共生課 地域共生推進係 TEL 06-6858-2219

そのほかの相談窓口

福祉なんでも相談窓口	本部：豊中市社会福祉協議会 地域支援係 (すこやかプラザ内)	06-6848-1279
妊娠・出産・子育て相談窓口	おやこ保健課(すこやかプラザ内)	06-6858-2293
離婚や家族関係、妊娠・出産・子育てに伴う就労に関する相談	とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ (24・28 ページにも掲載)	06-6844-9739
こども総合相談窓口(24 時間)	こども支援課(すこやかプラザ内)	06-6852-5172
子育ての悩みや不安・ こどもとの関係についての相談		
子どもと家庭相談	大阪府池田子ども家庭センター	072-751-2858
教育相談窓口	児童生徒課教育相談係(教育センター内)	06-6840-8121
進路選択支援相談	教育委員会事務局 学校教育課人権教育係 (市役所第一庁舎 6 階)	06-6858-2573
DV相談	豊中市配偶者暴力相談支援センター	06-6152-9893
	大阪府女性相談センター	06-6949-6022 06-6946-7890(24 時間)

ひとり親家庭とは

このしおりでは、基本的に、下記の方を総称して「ひとり親家庭」と言います。

母子家庭の母

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない(死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等、又は婚姻によらないで母となった等)女子で、20歳未満の児童を扶養している方。

父子家庭の父

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない(死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等)男子で、20歳未満の児童を扶養している方。

寡婦

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方。

(注)「配偶者」には内縁関係の夫・妻を含み、「婚姻」には内縁関係を含みます。

※制度により、「ひとり親家庭」や「寡婦」等の定義(取り扱い)は若干異なる場合がありますので、ご注意ください。また、掲載制度やし
おりの内容は予告なく変更しますので、利用される場合等は各担当窓口にお問い合わせください。

- しおりの見方**
- 所得制限・・・・・・・・所得制限を記載しています。
 - 子の年齢・・・・・・・・制度を利用する際の子の年齢を記載しています。
 - 区分・・・・・・・・制度を受けることができる方を記載しています。
 - 概要、その他連絡先等・・制度の概要や手続き、連絡先について記載しています。

2 くらしのこと

ファミリー・サポート・センター（次ページに利用料補助あり）

所得制限	なし	子の年齢	原則生後1か月健診を終えてから 小学校・義務教育学校6年生まで (それ以外は応相談)	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	育児の援助を受けたい人（依頼会員）とその援助が可能な人（援助会員）、その両方を希望する人（両方会員）からなる会員システムで、保育所、幼稚園などへの送迎やその前後の預かりなどの育児相互援助活動をしています。子どものおられるすべての家庭が対象です。来所による事前の登録が必要です。				
	＜利用料金＞				
	平日（月～金）の8時から20時までの間		1時間あたり800円		
	上記以外に利用したとき		1時間あたり900円		
	病気回復期の子どもを預かるとき				
こんな時に利用できます（一例） ○残業や出張のため、保育所などの終了時間までに迎えに行けないとき ○保育所などの開始時間までに仕事に出なければならないとき ○求職活動中のとき ○保育所や学校の行事のとき ○冠婚葬祭に出席するとき ○お友だち同士での預かり合い（お友だち同士で両方会員として入会可） ○通院や検診のとき ○引越やその準備のとき ○リフレッシュしたいとき					
○サービスの時間単位は1時間単位とし、1回あたりの活動時間が1時間未満の場合は1時間として計算します。 ○1時間を超える活動の場合、30分以内は上記の半額とし、30分を超え1時間までは1時間として計算します。 ☆ご利用に際してのご注意 ○事前登録が必要で、入会時に一時間程度の登録説明を行います。 ○子どもの預かりは、原則、援助会員の自宅で行います。 ○子どもの宿泊はできません。 ○活動できる援助会員がいないときは利用をお待ちいただくことがあります。					
申込時期	随時（センターまでお問い合わせください。）				
必要書類	とよなかファミリー・サポート・センターにて登録のご案内及び必要書類をお渡しします。 ※登録時に証明写真（3×2.4cm）が2枚必要です。				
申込・問合わせ先	とよなかファミリー・サポート・センター 受付時間は 平日午前9時～午後5時です。 (豊中市岡上の町2-1-15 豊中市すこやかプラザ2階 豊中市社会福祉協議会内) TEL 06-6841-9383				

ひとり親家庭等日常生活支援事業 (ヘルパー派遣と、ファミリー・サポート・センター利用料補助)

所得制限	なし	子の年齢	なし	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	ひとり親家庭の方が、修学や疾病などにより <u>一時的</u> に生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、生活の支援を行います。				
	＜提供するサービス及び利用料金＞				
	利用区分		利用者の負担額（1時間あたり） ※所得の状況に応じて異なります。		
	① <u>子育て支援（ファミリー・サポート・センター利用料の補助）</u> 【実施場所】家庭生活支援員の居宅		0円～150円		
	② <u>生活援助（ヘルパー派遣）</u> 【実施場所】利用者の居宅		0円～300円		
	①子育て支援は2時間以上、②生活援助は1時間以上から時間単位でご利用いただけます。 （延長利用の場合は、1時間ごとの料金を適用します。）				
	こんな時に利用できます（一例） ○技能習得のための通学や就職活動 ○疾病、事故等、冠婚葬祭や出張、学校等の行事のとき ○離婚等生活環境の激変 ○残業等就業上の事由（所定内労働時間を除く。）				
	☆ご利用に際してのご注意				
	○事前登録が必要です。補助を受けるにはファミリー・サポート・センターにも登録が必要です。 ○ファミリー・サポート・センターの利用料は一旦立て替えお支払いください。後日補助申込書を提出いただくと、指定の口座に利用者負担分を差し引いて振り込みます。 ○利用回数は①②合わせて年間10回までとなります。 ○活動できる家庭生活支援員がいないときは希望日に利用できない場合があります。				
	申込時期	随時（毎年更新が必要です。11月更新）			
必要書類	ひとり親家庭等を確認できる書類、課税(所得)証明書 個人番号・口座番号のわかるものなど				
申込 問い合わせ先	① 事前登録 豊中市 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 （豊中市役所第二庁舎3階307番窓口）TEL 06-6858-2767 ② 利用・補助申込 社会福祉法人 豊中市母子寡婦福祉会 （地域共生センター1階 豊中市立母子父子福祉センター内）TEL 06-6852-5160				

子育て短期支援事業

所得制限	なし	子の年齢	～18 歳未満	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	他のサービス（一時保育・休日保育）の利用が不可能で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行います。送迎は保護者の方に行っていただきます。 ●短期入所生活援助(ショートステイ)事業（宿泊型・日帰り型） 保護者が疾病・疲労・その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、おおむね 1 日～7 日間の範囲で、実施機関において児童の養育・保護を行います。 【児童の保護者がこんな時に利用できます（一例）】 ○病気にかかった ○育児に疲れた・・・ ○冠婚葬祭に出席する ○仕事の出張がある 【料金（1 日あたり）】 ○生活保護世帯 ○円 ○ひとり親で市民税非課税世帯 ○円 ○ひとり親で市民税課税世帯 1,000円～1,100円 （料金は、お子さんの年齢により異なります。）				
申込時期	随時（ <u>申込み前に事前相談が必要です。</u> ）				
必要書類	ひとり親家庭の場合はひとり親家庭とわかる書類、健康保険証など ※詳細は申込時にお問い合わせください。				
実施施設	（社福）大阪西本願寺常照園 吹田市江坂町 3 丁目 4 0 番 2 4 号 （社福）松柏会松柏学園 吹田市江坂町 4 丁目 2 0 番 1 号 （社福）大阪水上隣保館遙学園 三島郡島本町山崎 5 丁目 3 番 1 8 号 （社福）大阪水上隣保館乳児院 三島郡島本町山崎 5 丁目 3 番 2 0 号 （社福）大阪水上隣保館翼 豊中市宝山町 1 6 番 8 号 （社福）済生会支部大阪府済生会 大阪乳児院 大阪市北区大淀南 2 丁目 2-51				
申込・問合わせ先	豊中市 こども未来部 はぐくみセンター こども支援課 （豊中市岡上の町 2-1-15 豊中市すこやかプラザ2階）TEL 06-6852-5172 （平日 9 時～17 時 15 分 祝日・年末年始を除く）				

認定こども園入園・保育所入所

所得制限	なし※1	子の年齢	～5 歳※2	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	豊中市在住の保護者が就労や疾病などのため昼間、児童の保育にあたることができない場合、保育の利用ができます。（児童の保育にあたることができない状態が月64時間（実働）以上あることが必要です。）就労予定の方や就労時間が足りない方も申し込み可。その場合入所後90日以内に就労要件を満たしていただくことになり要件を満たせない場合は退園（所）となります。 基本保育時間は保育標準時間認定の場合は午前7時から午後6時、保育短時間認定の場合は午前9時から午後5時で、開始前か終了時間を超えた場合は延長保育となります。延長保育料は1時間当たり200円です。 *延長保育は基本的に午後7時まで。ただし園によって異なる場合があります。 ※1 利用者負担額（保育料）は、保護者の市民税所得割額等により決定。なお、祖父母と同居で保護者の収入が一定の金額を超えない場合、祖父母の市民税所得割額等で決定する場合があります。 *幼児教育・保育の無償化により、3歳から小学校に就学するまでの児童および、保育の必要性のある非課税世帯の0歳から2歳までの児童の利用者負担額は無償化の対象になります。 *幼稚園、認可外保育施設も幼児教育・保育の無償化の対象になる場合があります。 ※2 0歳（出生後57日）～5歳（就学前）				
場所	豊中市 こども未来部 子育て給付課 入所入園係（豊中市役所第二庁舎3階307番窓口） 豊中市内の公立認定こども園、私立認定こども園及び民間保育所（園）				
申込時期	随時。令和6年2月及び4月入所をご希望の場合は、令和5年12月5日までに申込みが必要。 5月～翌1月入所希望の場合は前月5日が締切。実施要件、世帯状況に応じて優先順位があります。				
必要書類	支給認定申込書、利用調整申込書兼児童台帳、保育を必要とする事由証明書 （必要に応じてその他の書類を提出） ひとり親家庭の場合はひとり親家庭とわかる証明（児童扶養手当証書など）				
問合わせ先	豊中市 こども未来部 子育て給付課 入所入園係 （豊中市役所第二庁舎3階307番窓口）TEL 06-6858-2252				

利用者負担額(保育料)の軽減

所得制限	なし	子の年齢	～2 歳	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	子ども子育て支援新制度の教育・保育施設において、在籍児童の世帯が<u>ひとり親世帯の場合、第1子を半額、第2子以降を無料とします。</u>				
申込場所	現在在籍中の施設または子育て給付課				
申込時期	随時（受付日により軽減の対象となる月が異なります。）				
必要書類	利用者負担額（保育料）軽減申立書・ひとり親家庭を証明する書類のコピー（ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書、児童扶養手当支給停止通知書、戸籍謄本など）				
問合わせ先	豊中市 こども未来部 子育て給付課 入所入園係 （豊中市役所第二庁舎3階307番窓口）TEL 06-6858-2252				

一時保育事業

断続的一時保育事業

所得制限	なし	子の年齢	満 1 歳～5 歳（就学前）	区分	☒ 母子 ☐ 寡婦 ☒ 父子
制度概要	- 保護者の就労形態等により週 3 日以内で継続利用できる断続的一時保育を実施しています。 - 利用料：一人 日額 2,200 円 飲食費 400 円				
申込場所	利用状況や登録については、豊中市内の断続的一時保育を実施している下記の施設				
申込時期	随時				
必要書類	一時保育事業利用登録書・一時保育利用申込書・お子さんの健康状態について・医師の意見書など				
問い合わせ先	豊中市内の断続的一時保育を実施している施設（P30、31 参照）				

緊急一時保育事業

所得制限	なし	子の年齢	満 1 歳～5 歳（就学前）	区分	☒ 母子 ☐ 寡婦 ☒ 父子
制度概要	- 保護者の疾病、災害、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により、利用初日から 1 ヶ月のうちで 1 2 日以内の利用ができる緊急一時保育を実施しています。 - 利用料：一人 日額 2,200 円 飲食費 400 円				
申込場所	利用状況や登録については、豊中市内の緊急一時保育を実施している下記の施設				
申込時期	随時				
必要書類	緊急一時保育利用登録書・緊急一時保育利用申込書・お子さんの健康状態について・医師の意見書など				
問い合わせ先	豊中市内の緊急一時保育を実施している施設（P31 参照）				

病児保育

所得制限	なし	子の年齢	満 1 歳～小学校・ 義務教育学校 4 年生	区分	☒ 母子 ☐ 寡婦 ☒ 父子
制度概要	- 病気または病気回復期のため集団保育・教育が困難で、保護者の仕事の都合、傷病、出産、冠婚葬祭等やむをえない事情により家庭での育児が困難な児童（病児）を保育します。 - 利用料：一人 日額 2,000 円（生活保護・非課税世帯は減免あり） 食事・おやつ代等が別途必要（施設に直接お問合せください）				
申込場所	利用状況や登録については、豊中市内の病児保育を実施している下記の施設				
申込時期	随時				
必要書類	豊中市病児保育利用登録票・利用申込書・診療情報連絡票（※医師記入の病児保育用）・ 病児保育個人記録票（入室時間診票）・与薬依頼書など※年度ごと、施設ごとに事前登録が必要。 ＊詳しい利用案内と必要な書類は、市のホームページまたは各病児保育施設にあります。				
申込先	豊中市内の病児保育を実施している施設 しまこしないかキッズルーム （06-6841-1300）中桜塚 2 丁目 シャイニーキッズとよなか （06-6843-5519）岡上の町 2 丁目 関西メディカル病院附属エンゼル保育園 （06-6836-1515）新千里西町 1 丁目				

放課後こどもクラブ

所得制限	なし	子の年齢	～小学4年 (支援学級・学校在籍 児童は6年まで)	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	放課後帰宅しても保護者が仕事などで家庭に不在の小学1年生から4年生までの児童を対象に行う児童健全育成事業。個別的・集団的な遊び、学習を通じて、自主的かつ自発的な生活態度や習慣を養うことを目標にしています。指導には保育士等の資格や児童福祉事業に経験のある指導員があたります。 利用対象者 保護者が労働等により昼間家庭にいない本市に居住する、または本市の市立小学校・義務教育学校（前期課程）の4年生（支援学級在籍児童は6年生）までの児童及び本市に居住する支援学校の小学部の児童 開設期間・開設時間 ●月曜から金曜日…放課後から午後7時まで ●夏休み・冬休み・春休み・学校休業日（創立記念日等）等 …午前8時から午後7時まで ※いずれも、午後5時以降の利用は、別途要件があります。 ●土曜日…午前8時から午後5時まで ※別途利用要件があります。 休会日 ●日曜・祝日 ●12月29日から翌年1月3日まで ●3月31日（ただし、この日が日曜日の場合は前日） 会費 ●月額6,000円、午後5時以降は別途3,000円 （生活保護・非課税世帯に限り減免あり） ●土曜保育 月額1,800円（生活保護・非課税世帯に限り減免あり）				
申込場所	校区の放課後こどもクラブ				
申込時期	4月1日から入会を希望する場合は、毎年度指定する日まで。但し、5月以降入会希望の方については原則毎月、1日付入会のみ可能となり、申込期限については前々月の末日までとなります。期限までに書類を提出してください。例：6月1日入会希望の場合は4月30日までです。				
必要書類	希望者には、各放課後こどもクラブにて、入会案内及び必要書類をお渡しします。				
問い合わせ先	豊中市 教育委員会事務局 学び育ち支援課 運営係 (豊中市役所第一庁舎6階) TEL 06-6858-2578				

子どもの居場所（子ども食堂等）って何だろう??

子どもの居場所とは、「子ども食堂」や「無料・低額の学習支援」等、食事や学習をとおして、子どもたちが安心して話をしたり、様々な世代の人たちと関わったりすることができる場です。本市では、各地でNPOや任意団体、校区福祉委員会や福祉施設などの団体が実施しています。

市は、特定非営利活動法人与よなかESDネットワークに委託し、運営支援やネットワークづくりなどで子どもの居場所づくりを推進するとともに、ポータルサイト「いこっと」で市内の子ども食堂等に関する情報発信を行っています。ぜひ、ご覧ください。



ポータルサイトへ

・・・特定非営利活動法人与よなかESDネットワーク
TEL 090-1152-9429（平日9時～17時）

3 経済的支援

児童手当

所得制限	あり	子の年齢	0～15 歳※	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	児童の健やかな育ちを支援するため、<u>中学校・義務教育学校修了までの児童※</u>一人につき、月額 1 万円もしくは 1 万 5 千円、児童手当所得制限額以上の場合は一律 5 千円を支給します。特例給付所得制限以上の場合、手当の支給はありません。（R4 年 6 月改正） ※15 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日まで（中学修了前）の児童 請求いただき、認定となった場合、請求した月の翌月分から支給されます。				
対象者	中学校・義務教育学校修了前までの児童を監護、養育している生計中心者				
申込時期	随時（出生・転入等の場合、出生日・前市転出予定日等の翌日から 15 日以内に請求してください。）				
必要書類	個人番号がわかるもの（通知カードなど）など				
申込・問い合わせ先	豊中市 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 （郵送またはオンラインで申込できます。様式は市ホームページからダウンロードできます。） （豊中市役所第二庁舎 3 階 307 番窓口） TEL 06-6858-2269				

児童扶養手当

所得制限	あり	子の年齢	あり※	区分	母子 寡婦 父子											
制度概要	下記のいずれかに該当する児童※を監護等している母又は父若しくは養育者に支給します。 下記に該当していても、状況により受給できないときがあります。 ※18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者（特別児童扶養手当を受給、又は同等の障害の程度のある児童は 20 歳未満までの者）															
	① 父母が婚姻を解消した児童															
	② 父又は母が死亡した児童															
	③ 父又は母が政令で定める重度の障害にある児童															
	④ 父又は母の生死が明らかでない児童															
	⑤ 父又は母が 1 年以上遺棄されている児童															
	⑥ 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童															
	⑦ 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童															
	⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童															
	所得に応じて次の額が支給されます。（手当が支払われない場合もあります。）															
R5 年 4 月改定額																
<table><tr><td>対象児童数</td><td>全部支給</td><td>一部支給</td></tr><tr><td>1 人</td><td>月額 44,140 円</td><td>月額 44,130 円～10,410 円</td></tr><tr><td>2 人</td><td>10,420 円加算</td><td>10,410 円～5,210 円加算</td></tr><tr><td>3 人目以降</td><td>1 人増えるごとに 6,250 円加算</td><td>1 人増えるごとに 6,240 円～3,130 円加算</td></tr></table>					対象児童数	全部支給	一部支給	1 人	月額 44,140 円	月額 44,130 円～10,410 円	2 人	10,420 円加算	10,410 円～5,210 円加算	3 人目以降	1 人増えるごとに 6,250 円加算	1 人増えるごとに 6,240 円～3,130 円加算
対象児童数	全部支給	一部支給														
1 人	月額 44,140 円	月額 44,130 円～10,410 円														
2 人	10,420 円加算	10,410 円～5,210 円加算														
3 人目以降	1 人増えるごとに 6,250 円加算	1 人増えるごとに 6,240 円～3,130 円加算														
請求いただき審査の結果、認定となった場合、請求した月の翌月分から支給されます。																
申込時期	随時（申請前に事前相談が必要です。）															
必要書類	事前相談時に説明															
申込・問合わせ先	豊中市 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 （豊中市役所第二庁舎 3 階 307 番窓口） TEL 06-6858-2329															

ひとり親家庭医療費助成制度

所得制限	<u>あり※</u>	子の年齢	～18 歳 (18 歳以後最初の 3/31 まで)	区分	<u>母子</u> 寡婦 <u>父子</u>
制度概要	豊中市内に住所があり(外国人を含む)、児童扶養手当または、公的年金(国民年金の母子年金または遺族基礎年金、厚生年金等の遺族厚生年金等)を受けている人で、18 歳に達した最初の年度末(3 月 31 日)までの児童と、その児童を監護する父若しくは母または養育者に対して、保険診療で受けた入院・通院の医療費の自己負担額を助成します。ただし、一医療機関ごとに入通院別で 500 円/日(月 2 日限度)の一部自己負担金あり。調剤は自己負担なし。 一部自己負担金が月 2,500 円/1 人を超えた場合は、超過分を償還します。 ●対象となる人 市内に住所があり、健康保険に加入している人で、つぎのいずれかに該当する児童及び当該児童を監護する父若しくは母又は養育者 (1) 父母が婚姻を解消した児童 (2) 父又は母が死亡した児童 (3) 父又は母が児童扶養手当法施行令に定める障害の状態にある児童 (4) 父又は母の生死が明らかでない児童 (5) 父又は母が引き続き一年以上遺棄・法令により拘禁されている児童 (6) 父又は母が裁判所から DV 保護命令を受けた児童 (7) 母が婚姻によらないで懐胎した児童 (8) (7) に該当するかどうか明らかでない児童 (9) ただし、以下に該当する場合は対象外 生活保護受給者、障害者医療受給者、里親に委託されている児童 所得基準額を超える人 <u>(※児童扶養手当の基準を準用)</u> 他制度で医療費助成を受けられる人				
申込時期	随時				
必要書類	<児童扶養手当を受けられる人> 健康保険証 <それ以外> 上記に加えて、戸籍謄本(原本)、年金証書(コピー)、その他指定する書類等が必要				
申込・問合わせ先	豊中市 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 (豊中市役所第二庁舎 3 階 307 番窓口) TEL 06-6858-2329				

子ども医療費助成制度

所得制限	<u>なし</u>	子の年齢	0～18歳 (18歳以後最初の 3/31まで)	区分	☐ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子
制度概要	医療費助成：豊中市内に住所がある18歳に達した最初の年度末（3月31日）までの児童に対し、保険診療で受けた入院・通院の医療費自己負担金を助成します。ただし、1医療機関ごとに入通院別で500円/日（月2日限度）の一部自己負担金あり。調剤は自己負担なし。一部自己負担金が月2,500円/1人を超えた場合は、超過分を償還。 ・入院時食事療養費助成：入院時の食事療養にかかる標準負担額を助成。 対象となる人 市内に住所があり、健康保険に加入している児童。 <u>※他の公費医療の対象者、生活保護受給者は除きます。</u>				
申込場所	問合せ先と同所、庄内出張所、新千里出張所 (郵送またはオンラインで申込できます。様式は市ホームページからダウンロードできます。)				
申込時期	随時				
必要書類	健康保険証、個人番号がわかるもの（通知カードなど）				
問い合わせ先	豊中市 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 (豊中市役所第二庁舎3階307番窓口) TEL 06-6858-2269				

就学援助制度

所得制限	<u>あり※</u>	子の年齢	小学校1年生～ 中学校3年生、 義務教育学校 1～9年生	区分	☐ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子
制度概要	小・中・義務教育学校（国私立も対象）に通う子どもの保護者に、給食費や学用品費などの一部を援助します。（所得制限があります。生活保護（教育扶助）を受けている家庭は、就学援助を受けることができません。） また、就学援助を受けている家庭の子どもが病気を治療する際には、学校医療券を発行し、医療費の一部を援助します。 （医療費援助の対象となる疾病は、学校保健安全法で定められています。なお、生活保護を受けている家庭の子どもも医療費援助の対象となります。ただし、子ども医療費助成やひとり親医療費助成との併用はできません。） <u>※ひとり親家庭の場合、通常の認定基準額に30万円を加算する優遇措置があります。</u>				
対象者	小・中・義務教育学校に通学する子どもの保護者				
申込方法	オンライン申込				
申込時期	毎年5月～翌年2月末（申込日により支給金額が異なります。）				
必要書類	保護者名義の預金通帳（振込先口座確認のため）、ひとり親世帯を証明できるもの（児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療証等）ほか ※世帯の状況によって必要な書類が異なります				
問い合わせ先	豊中市教育委員会事務局 学務保健課 学務保健係 (豊中市役所第一庁舎6階) TEL 06-6858-2553				

就学援助制度(新入学児童学用品費)

所得制限	<u>あり※</u>	子の年齢	小学校・義務教育 学校新1年生	区分	☐ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子
制度概要	翌4月より、小学校・義務教育学校新1年生になる子どもの保護者に、新入学児童学用品費の一部(定額)を援助します。(所得制限があります。生活保護(教育扶助)を受けている家庭は、就学援助を受けることができません。) <u>※ひとり親家庭の場合、通常の認定基準額に30万円を加算する優遇措置があります。</u>				
対象者	翌4月より、小学校・義務教育学校新1年生になる子どもの保護者				
申込方法	オンライン申込				
申込時期	毎年1月中旬～2月末				
必要書類	保護者名義の預金通帳(振込先口座確認のため)、ひとり親世帯を証明できるもの(児童扶養手当証書・ひとり親家庭医療証等)ほか ※世帯の状況によって必要な書類が異なります				
問い合わせ先	豊中市教育委員会事務局 学務保健課 学務保健係 (豊中市役所第一庁舎6階) TEL 06-6858-2553				

「**制服リサイクル**」ってあるの?…中学校によっては、PTAなどが卒業生から寄贈された制服や体操服を必要な新入生に譲る、エコな取り組みを行っているところがあります。(ネームの入れ直し費用が別にかかることがあります)校区の中学校にお問合せください。

生活保護

所得制限	あり	子の年齢	なし	区分	☐ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子
制度概要	資産や能力等を活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。				
申込時期	随時				
必要書類	詳しくは問い合わせ先までお問合せください。				
申込・問い合わせ先	豊中市 福祉部 福祉事務所 豊中市役所第二庁舎1階104窓口 TEL 06-6858-2247 生活保護相談専用フリーダイヤル 0120-020-671 (フリーダイヤルについては、新規相談者に限る) 豊中市 福祉部 福祉事務所分室 TEL 06-6334-4055 生活保護相談専用フリーダイヤル 0120-020-672 (フリーダイヤルについては、新規相談者に限る)				

遺族基礎年金・遺族厚生(共済)年金

所得制限	あり	子の年齢	あり	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	【遺族基礎年金】 国民年金に加入し遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしている人、または老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡したとき、その人に生計維持されていた「子のある配偶者」または「子」に遺族基礎年金が支給されます。ただし、「子のある夫」については妻の死亡日が平成26年4月1日以降の場合に限られます。また、「子」とは、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までにある子か、20歳未満の障害者に限られます。 【遺族厚生年金】 厚生（共済）年金に加入していた人、または老齢厚生（共済）年金の受給資格を満たした人が死亡したとき、その人に生計維持されていた遺族（優先順位の高い人）に遺族厚生（共済）年金が支給されます。「子のある配偶者」または「子」には遺族基礎年金も併せて支給されます。なお、「子のある夫」ならびに「子」は、上記遺族基礎年金の受給の対象者に限られます。遺族厚生（共済）年金を受給するためには、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしている必要があります。				
申込場所	問合わせ先と同所、庄内出張所、新千里出張所				
申込時期	随時				
必要書類	相談時に説明いたします。				
問合わせ先	【遺族基礎年金】 豊中市 健康医療部 保険相談課 国民年金係 （豊中市役所第二庁舎 2 階 206 番窓口） TEL 06-6858-2264 【遺族厚生(共済)年金】 豊中年金事務所 TEL 06-6848-6831				

大切な人を亡くしたとき ～グリーフってなんだろう～

大切な人を亡くした時におきる、こころの様々な反応のことをグリーフ(悲嘆)といいます。眠れない、自分を責める・反抗的になる・誰にも会いたくない…など、こころと体、行動への変化が現れ、こころの痛みがやわらぐために必要な時間は人それぞれです。

豊中市保健所では、こころの健康に関するご相談をお聴きしています。ご本人はもちろん、子どもさんについてなど、周りの方からのご相談もお受けしています。

豊中市保健所 医療支援課 精神保健係 06-6152-7315

豊中市保健所 こころの健康 検索

4 こどもの教育支援

大阪府育英会奨学金貸付制度

所得制限	あり	子の年齢	なし	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	保護者が大阪府内にお住まいで、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒の方に、奨学金（奨学資金・入学時増額奨学資金）の貸付を行っています。所得等による審査があります。 高校奨学金（無利息） ※記載内容は、今後変更になる場合があります。 ●概要 （奨学資金） 国公立 「市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額（※1）」の合算が251,100円未満 [年収めやす 800万円未満]（※2） 10万円以内 私立 「市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額（※1）」の合算が251,100円未満 [年収めやす 800万円未満]（※2） 「授業料実質負担額（※3）」+10万円以内 「市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額（※1）」の合算251,100円以上347,100円未満（※4） [年収めやす 800万円以上1,000万円未満]（※1） 「授業料実質負担額（※3）」（24万円を上限とします。） （入学時増額奨学資金） 「市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額（※1）」の合算が154,500円未満 [年収めやす 590万円未満]（※1） 国公立 5万円以内（通信制課程も同額） 私立 25万円以内（通信制課程は15万円） （中等教育学校の後期課程は申込できません。） （※1） 政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額となります。 （※2） 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。 （※3） 各校の授業料年額から国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。 （※4） 府内の私立高校生を含む2人以上の子どもの扶養する世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。 （注意） 奨学金の貸付限度額は就学支援金等制度内容に変更が生じた場合や申請状況により変わる場合があります。その場合は、貸付年額を調整することができます。 <予約募集>（奨学資金・入学時増額奨学資金） 募集時期 中学校3年生時の9月上旬～10月上旬頃 申請窓口 在籍する中学校 <在学募集>（奨学資金のみ） 募集時期 高校等進学（進級）後の4月中旬～5月上旬頃 申請窓口 在籍する高校等				
申込場所	在籍する中学校または高校、専修学校				
必要書類	詳しくは下記にお問合わせください。				
問合わせ先	在籍する中学校または高校、専修学校 （公財）大阪府育英会 TEL 06-6357-6272				

豊中市私立高校入学支度金貸付あっせん制度

所得制限	あり	子の年齢	なし	区分	☐ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子
制度概要	私立高等学校の入学にあたり、入学時に必要な入学金、施設設備費等の資金が必要な方に、入学支度金貸付のあっせんを行います。 ●貸付額： 生徒 1 人当り 20 万円以内（有利子） ●貸付期間： 3 年以内（期限内に返済した場合、当市から利子補給を行います） ●あっせん先： 北おおさか信用金庫 所得制限あり。定員あり（100 件）。同じ内容の他制度との併用は不可。				
申込時期	毎年 1 2 月～翌年 1 月中旬				
必要書類	豊中市：オンライン申込、認定後に合格通知書 北おおさか信用金庫：印鑑（北おおさか信用金庫に口座がある場合は届出印）、契約書、本人確認できるもの（運転免許証等）、収入印紙（400 円）など				
申込・問合わせ先	豊中市教育委員会事務局 学務保健課 学務保健係 （豊中市役所第一庁舎 6 階） TEL 06-6858-2553				

豊中市高校奨学費貸付制度

所得制限	あり	子の年齢	なし	区分	☐ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子
制度概要	経済的理由により高等学校等への修学が困難な高校生に、奨学費の貸し付けを行います。 ●貸付額： 国公立は年額 8 万円、私立は年額 20 万円を上限に、希望する額（無利子） ●貸付期間： 在学期間中 ●返済： 卒業後 7 年以内（大学進学などの場合、返済猶予可） ●借主： 奨学生（高等学校等在学生徒）本人 所得制限あり。連帯保証人を立てられること。保護者が豊中市在住であること。				
申込時期	毎年 3 月～翌年 1 月末				
必要書類	オンライン申込。認定後に誓約書、在学証明書、印鑑登録証明書（連帯保証人）など				
申込・問合わせ先	豊中市教育委員会事務局 学務保健課 学務保健係 （豊中市役所第一庁舎 6 階） TEL 06-6858-2553				

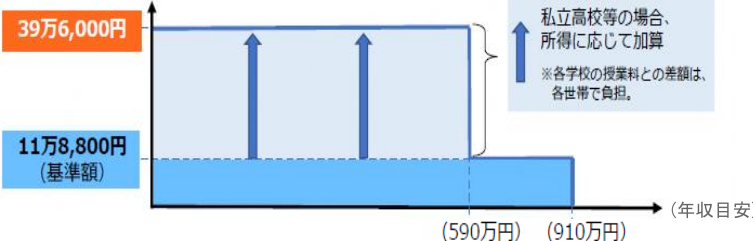
「高校の定時制ってどんなところ？」 ～桜塚高等学校定時制の課程の場合～

◎基礎・基本をしっかりと身につける ◎思いやりのある豊かな人間性をはぐくむ

上記の教育方針のもと、多くの生徒が一生懸命学んでいます。午後 6 時 5 分に一時限目の授業が始まり、休憩時間には「うーぱーの部屋」で、ほっと一息ついたり、スタッフに悩みを聞いてもらったりもできます。10 月以降の見学・説明会は、ホームページで案内しています。働いて収入を得ながら学ぶと、次の進学費用を蓄えることも可能です。

※全日制や通信制からの転入・編入ほかの問い合わせは定時制教頭まで 06-6853-2244

私立高等学校等の授業料無償化制度

所得制限	あり	子の年齢	なし	区分	母子 寡婦 父子																											
制度概要	大阪府では、大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、国公立高校と同様に、大阪府内の私立の高校や専修学校高等課程等についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、【国】高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」）と併せて【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、保護者が負担する授業料が無償、または一部負担となるよう支援しています。 【国】 就学支援金の要件 ・生徒が日本国内に住所を有すること。 ・高等学校等を卒業または修了していないこと。 ・高等学校等に在学する期間が36月（定時制・通信制課程は48月）を超えない者であること。 ・保護者（親権者）全員の所得の合算が基準額未満であること。 (1) 国公立高校に通う生徒： 公立高校授業料相当額（年額11万8,800円） 国公立高校は授業料負担が実質0円になります。 (2) 私立高校等に通う生徒：（年額最大39万6,000円） 下図のとおり、所得に応じ支給額は変わります。 全日制高校の場合の支給上限額  私立高校等の場合、 所得に応じて加算 ※各学校の授業料との差額は、 各世帯で負担。 ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。） マイナポータルHP  ※私立高校等（通信制・定額授業料）の支給上限は29万7,000円 ※私立高校等（通信制・単位制授業料）の場合は、年間30単位、通算74単位を上限に支給 【大阪府】 授業料支援補助金（府制度）の要件 ・国の就学支援金を受給していること。 ・その年度の10月1日に、大阪府内の私立高校等のうち、「就学支援推進校」に在学していること。 ・その年度の10月1日に、生徒と保護者（親権者）全員が大阪府内に在住していること。 ・保護者（親権者）全員の所得の合算が、基準額未満であること。 令和元年(平成31年)度以降に入学 (年間授業料が60万円の全日制高校の場合) 子どもを2人以上扶養する世帯については優遇措置があります。※年額授業料が60万円以外の学校について、負担額が異なる場合があります。 <table><tr><th rowspan="2">モデル世帯の 年収めやす</th><th rowspan="2">課税標準額×6％ －市町村民税の調整控除額</th><th colspan="3">授業料負担年額</th></tr><tr><th>こども一人 の世帯</th><th>こども二人 の世帯</th><th>こども三人以上 の世帯</th></tr><tr><td>590万円未満</td><td>154,500円未満</td><td colspan="2">無 償</td><td rowspan="2">無 償</td></tr><tr><td>800万円未満</td><td>251,100円未満</td><td>20万円</td><td>10万円</td></tr><tr><td>910万円未満</td><td>304,200円未満</td><td>481,200円</td><td>30万円</td><td>10万円</td></tr></table> ※年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合のものであり、実際は「課税標準額×6％－市町村民税の調整控除額」（親権者合算）で判定します。 ※通信制課程は交付金額が違います。 参考：大阪府HP https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/					モデル世帯の 年収めやす	課税標準額×6％ －市町村民税の調整控除額	授業料負担年額			こども一人 の世帯	こども二人 の世帯	こども三人以上 の世帯	590万円未満	154,500円未満	無 償		無 償	800万円未満	251,100円未満	20万円	10万円	910万円未満	304,200円未満	481,200円	30万円	10万円	問合わせ先	府民お問合せセンター TEL 06-6910-8001 在籍する私立高等学校、私立専修学校（高等課程）など			
	モデル世帯の 年収めやす	課税標準額×6％ －市町村民税の調整控除額	授業料負担年額																													
			こども一人 の世帯	こども二人 の世帯	こども三人以上 の世帯																											
	590万円未満	154,500円未満	無 償		無 償																											
	800万円未満	251,100円未満	20万円	10万円																												
	910万円未満	304,200円未満	481,200円	30万円	10万円																											

母子父子寡婦福祉資金貸付金

所得制限	あり	子の年齢	なし	区分	☐ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子
制度概要	ひとり親家庭の母又は父等に、貸付を行います。申請から貸付金交付まで2～3ヶ月程度かかります。 貸付種類 修学資金、就学支度資金 他				
対象者	ひとり親家庭の母又は父と寡婦の人および、その扶養している子				
申込時期	随時（申請前に必ず事前相談（予約）が必要です。）				
必要書類	事前相談時に説明（状況により異なります。）				
申込・問い合わせ先	豊中市 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 （豊中市役所第二庁舎3階 307 番窓口） TEL 06-6858-2767				

教育費は計画的に

各種の奨学金（貸付）や授業料の減免制度などがあっても、その他の必要経費（制服代、クラブ活動費、教材費等）がかかります。将来を見据えた資金計画をたてるようにしてください。

わからないことがあれば、学校や担当窓口早めに相談して、備えましょう。

●**中学3年生や高校3年生になれば学校から**

予約申請できる奨学金があります。

●**貸付型奨学金は、入学前に貸与されるものと入学してから貸与されるものがあります。**

⇒納入期限に注意して、早めに学校や担当窓口にご相談ください。

●**貸付型奨学金は貸与されるものであり、将来子どもさん自身で返還していただくものです。**

⇒進学先や学費、将来の返還については、子どもさんによく話し合って決めてください。

日本学生支援機構

所得制限	あり	子の年齢	下記参照	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し学資の貸与・給付を行っています。 申込みには学力・家計基準があり、高等学校等の卒業予定者を対象に進学する前年に申し込む「予約採用」と、進学した学校で申し込む「在学採用」があります。				
	奨学金種類				
	1. 貸与奨学金				
	●第一種奨学金(無利子) (2023年度入学者 月額：自宅通学の場合)				
	区分	大学		短大・専修(専門)	
		国公立	私立	国公立	私立
	最高月額	45,000	54,000	45,000	53,000
	最高月額以外の月額		40,000		40,000
		30,000	30,000	30,000	30,000
		20,000	20,000	20,000	20,000
※高等専門学校及び大学院の月額は上表とは異なります。					
※申込時における生計維持者の年収が一定額以上の方は、各区分の最高月額以外の月額から選択します。					
※給付奨学金を併せて利用する場合、貸与月額が制限されます。					
制度概要	●第二種奨学金(有利子) (2023年度 月額)				
	大学・短大・高専(4・5年)・専修(専門) 2～12万円(1万円刻み)より選択				
	※大学院の月額は上記のものとは異なります。				
	●入学時特別増額貸与奨学金(有利子) ※入学前の貸与ではありませんのでご注意ください。				
	第一種奨学金又は第二種奨学金の申込者で条件を満たす方。				
	大学・短大・高専(4・5年)・専修(専門)・大学院 10・20・30・40・50万円より選択				
	2. 給付奨学金				
	対象学種：大学・短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程)				
	※国又は自治体から対象となることの確認をうけた学校が対象。				
	給付月額：約 17,500 円～75,800 円(住民税非課税世帯)				
※住民税非課税に準ずる世帯の場合は、上記金額の2/3又は1/3の額となります。					
※給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。					
制度概要	募集時期				
	●予約採用募集……高校3年生又は高校卒業後2年以内に申し込み				
	●在学採用募集……進学後に申し込み				
	現在、国において奨学金制度等の見直しが検討されておりますので、				
	最新の情報は、文部科学省や日本学生支援機構のホームページをご確認ください。				
	参 考 ホームペー ジ	日本学生支援機構 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html			
		文部科学省 高等教育の修学支援新制度について https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm			
	申込先及び 問い合わせ先	●申込先 在籍している高校・大学など			
		●問い合わせ先 <貸与・給付の手続きスケジュール・提出書類については> 申込先へ <その他の貸与・給付・返還については> 日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301 平日 9:00 ～ 20:00			

5 すまいのこと

府営住宅

所得制限	あり	子の年齢	20 歳未満	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	大阪府営住宅の募集は、4 月・6 月・8 月・10 月・12 月・2 月に申込書等を配布します。ひとり親世帯については、「一般世帯向け」や「福祉世帯向け」などの区分に応募することができます。申込多数の場合は抽選となります。				
申込場所	郵送またはオンライン申込（インターネット）				
申込時期	4 月・6 月・8 月・10 月・12 月・2 月				
必要書類	当選者には、入居資格を確認するために必要な証明書類（住民票、所得証明等）を提出していただきます。（申込み時には必要ありません。）				
問合わせ先	●豊中・池田・吹田・箕面市内の府営住宅に申込の方 株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅千里管理センター TEL 06-6155-2782 ●高槻・茨木・摂津市内・島本町内の府営住宅に申込の方 株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅高槻管理センター TEL 072-685-1092 ●枚方・大東・四条畷・交野市内の府営住宅（村野住宅・大東朋来及びペア大東朋来住宅を除く）に申込の方 近鉄住宅管理株式会社 大阪府営住宅枚方管理センター TEL 072-861-109¹ ●村野住宅に申込の方 日本管財株式会社 大阪府営住宅村野管理センター TEL 072-807-6755 ●大東朋来及びペア大東朋来住宅に申込の方 日本管財株式会社 大阪府営住宅大東朋来管理センター TEL 072-800-6141 ●守口・寝屋川・門真市内の府営住宅に申込の方 日本管財株式会社 大阪府営住宅寝屋川管理センター TEL 072-812-2860 ●東大阪市内の府営住宅（大東朋来住宅を除く）に申込の方 近鉄住宅管理株式会社 大阪府営住宅布施管理センター TEL 06-6789-0321 ●八尾・松原・柏原・羽曳野・藤井寺・富田林・河内長野・大阪狭山市内の府営住宅に申込の方 日本管財株式会社 大阪府営住宅藤井寺管理センター TEL 072-930-1093 ●堺市（南区を除く）・泉大津・和泉・高石市内・忠岡町内の府営住宅に申込の方 株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅堺東管理センター TEL 072-221-1083 ●堺市南区（泉北ニュータウン）内の府営住宅に申込の方 株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅泉北管理センター TEL 072-290-6073 ●岸和田・貝塚・泉佐野・泉南・阪南市内・熊取・田尻・岬町内の府営住宅に申込の方 株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅泉佐野管理センター 電話 072-458-2852				

市営住宅

所得制限	あり	子の年齢	20 歳未満	区分	☐ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子
制度概要	豊中市営住宅の募集は、5月・9月・1月に申込案内書を配布します。 ただし、入居資格や所得制限があり、申込多数の場合は抽選となりますが、母子・父子世帯については、抽選の際に当選する確率が2倍に優遇されています。				
申込時期	5月・9月・1月				
必要書類	当選者には、入居資格を確認するために必要な証明書類（住民票、所得証明など）を提出していただきます。（申込み時には必要ありません。）				
申込・問い合わせ先	豊中市営住宅 募集・管理センター（郵送または持参） （豊中市役所第二庁舎5階） TEL 06-6858-2395				

豊中市居住支援協議会

所得制限	なし	子の年齢	なし	区分	☐ 母子 ☐ 寡婦・夫 ☐ 父子
制度概要	住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯など）の民間賃貸住宅への入居支援を行っています。				
申込時期	随時（事前に電話にてお問い合わせください）				
必要書類	相談申込時にご確認ください。				
申込・問い合わせ先	豊中市居住支援協議会事務局：一般財団法人 豊中市住宅協会 （豊中市役所第二庁舎5階） TEL06-6858-2742 詳しくは、同協議会ホームページ https://toyohope21.xsrv.jp/toyonaka-kyojusien/index.html をご覧ください。				

母子生活支援施設

所得制限	なし	子の年齢	18 歳または 20 歳未満 （下の子がいる場合）	区分	☐ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子
制度概要	配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情のある女子及び児童を入所措置して保護（DV被害等）・支援するとともに、自立の促進を目的として生活を支援します。 施設では指導員などの専門職員が、自立に向けての生活上の指導や精神的な面での相談にあたっています。				
対象者	配偶者のいない女子等と児童				
申込時期	随時				
必要書類	詳しくは下記までお問い合わせください。				
申込・問い合わせ先	豊中市 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 （豊中市役所第二庁舎3階 307 番窓口） TEL 06-6858-2767				

6 優遇・減免制度

国民健康保険料の減額制度

所得制限	あり※	子の年齢	20 歳未満	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	現在、婚姻（婚姻の届出をしていないが婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をしていない者のうち、20 歳に満たない子を養育している者の世帯の国民健康保険料を 15%減額。 （※令和 6 年 3 月末まで） <u>※前年中の合計所得金額 2,600,000 円以下</u>				
申込場所	問合わせ先と同所、庄内出張所、新千里出張所				
必要書類	詳しくは下記までお問い合わせください。				
問合わせ先	豊中市 健康医療部 保険相談課 保険加入係 （豊中市役所第二庁舎 2 階 208 番窓口） TEL 06-6858-2301				

国民年金保険料の免除・猶予制度

所得制限	あり	子の年齢	なし	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	経済的な理由で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度です。本人・世帯主の前年所得が一定額以下の場合には、保険料の納付が全額免除・猶予または一部免除になります。審査は日本年金機構が行います。				
申込場所	問合わせ先と同所、庄内出張所、新千里出張所				
申込時期	随時 ただし免除制度の年度は 7 月から翌年 6 月まで。 （保険料の納付が可能である過去 2 年 1 か月分までさかのぼって申請することができます）				
必要書類	年金手帳または基礎年金番号通知書、 失業が理由の場合は雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証				
問合わせ先	豊中市 健康医療部 保険相談課 国民年金係 （豊中市役所第二庁舎 2 階 206 番窓口） TEL 06-6858-2264 豊中年金事務所 TEL 06-6848-6831				

JR 定期乗車券の特別割引制度

所得制限	あり	子の年齢	なし	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	児童扶養手当を受給中の人及び同世帯の人に対して、JR の通勤定期券を購入する場合、証明書を添えて申し込むと 3 割引で購入できます。				
必要書類	児童扶養手当証書、写真など（いつでも申し込みできます。）				
申込・問合わせ先	豊中市 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 （豊中市役所第二庁舎 3 階 307 番窓口） TEL 06-6858-2329				

所得税、市・府民税のひとり親・寡婦控除

所得制限	一部あり	子の年齢	なし	区分	☐ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子
制度概要	所得税及び市・府民税で所得控除のうちひとり親控除・寡婦控除の適用が受けられます。 ひとり親＝所得税35万円、市・府民税30万円 寡婦＝所得税27万円、市・府民税26万円 ※税金の所得控除として適用されるものであり、適用金額が還付されるものではありません。 市・府民税の非課税規定の適用＝ひとり親、寡婦の方で、前年の合計所得金額が135万円以下の方は、非課税。（市・府民税のみで、所得税は非課税規定なし。）				
対象者	次の条件に該当するかを、12月31日の現況によって判定します。 ひとり親 婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の方のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる方 (1) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がいないこと。 (2) 生計を一にする子がいること。 この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族になっていない方に限られます。 (3) 合計所得金額が500万円以下であること 寡婦 「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる方。事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がいる場合は対象となりません。 (1) 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方 (2) 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない一定の方で、合計所得金額が500万円以下の方。なお、この場合は、扶養親族の要件はありません。 (注)「夫」とは、民法上の婚姻関係にある者をいいます。				
申込時期	年末調整＝11月中旬ごろ 確定申告＝2月16日から3月15日 市・府民税の申告＝2月上旬から3月15日				
必要書類	年末調整 ＝ 給与所得者の扶養控除等申告書 確定申告 ＝ 所得税の確定申告書 市・府民税の申告 ＝ 市・府民税の申告書				
問合わせ先	豊中市 財務部 市民税課 普通徴収係 (豊中市役所第一庁舎2階税総合窓口) TEL 06-6858-2131				

固定資産税・都市計画税の減免

所得制限	あり	子の年齢	なし	区分	☐ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子
制度概要	生活困窮のため固定資産税・都市計画税の負担に堪えることが困難であると認められる納税義務者について、<u>以下の全ての要件に該当する場合は</u>、申請に基づき固定資産税・都市計画税の年税額のうち、最大で2分の1を減免します。（申請時期によって減免率は変わります。） ① 寡婦もしくはひとり親（前年の12月31日現在） ② 固定資産の所有者及び所有者と生計を一にする全員が、個人の住民税均等割非課税限度額以下の所得であること ③ 所有する資産が自己居住用だけであること（但し、対象となる土地の地積が100㎡を超える場合は100㎡までが、家屋の床面積が70㎡を超える場合は70㎡までが減免対象となります。） ④ 所有する資産の固定資産税・都市計画税の年税額（土地・家屋の合計）が5万円以下であること				
対象者	22 ページの「市・府民税」に準じる				
申込時期	納期限まで				
必要書類	減免申請書、同意書				
問合わせ先	豊中市 財務部 固定資産税課 課税総括係 （豊中市役所第一庁舎2階 212 番窓口） TEL 06-6858-2150				

利子非課税制度・福祉定期預金制度

所得制限	なし	子の年齢	なし	区分	☐ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子 ^{②の一部のみ}
制度概要	① 利子非課税制度 児童扶養手当を受給している母などを対象に、郵便貯金、各種預貯金、有価証券による貯蓄などの元本各350万円を限度として、利子が非課税となる制度です。 ② 福祉定期預金制度 児童扶養手当を受給している父母などを対象に、期間1年の定期預金に限り、通常の定期預金の利息より有利な利息を受け取ることができます。（各金融機関により対象が異なります） ※詳しくは、各金融機関にお問合わせください。				
対象者	児童扶養手当を受給している母など				
問合わせ先	最寄りの金融機関・郵便局へ				

その他入園料等の特別割引制度

所得制限	あり	子の年齢	あり	区分	☐ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子
制度概要	① 児童扶養手当を受けている家庭は、万博公園の自然文化園、日本庭園に無料で入園できます。入園の際、児童扶養手当証書を各受付窓口にご呈示ください。 ② 各種公的年金、児童扶養手当を受けている家庭は、大阪日本民芸館で割引があります。入館の際、各証明書類を窓口にご提示ください。 ※詳しくは、各施設へお問い合わせください。				
対象者	児童扶養手当、各種公的年金を受けている世帯				
問い合わせ先	各施設へ				

親子交流って？

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。
 たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。

《養育費・親子交流等の相談窓口》

- 養育費相談支援センター TEL:0120-965-419(フリーダイヤル)
03-3980-4108(電話)
- 法テラス（日本司法支援センター） TEL:0570-078374(電話相談)
- 母子父子福祉相談(離婚前相談含む) 母子父子福祉センターの案内(P2)を参照

- すてっぷ相談室 TEL:06-6844-9739

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ 豊中市玉井町1-1-1-501 エトレ豊中 5F
 ☆法律相談（女性弁護士が対応します。）
 面接・要予約・ひとり30分・原則1回
 実施日：第1、第2金曜日 10:00～12:00，第3金曜日 18:00～20:00
 ☆ファイナンシャルプランナーによる離婚にまつわるお金の相談
 実施日：第4土曜日 10:00～12:00
 ☆ほかに、女性の生き方総合相談（電話・面談）などがあります。詳しくは上記電話番号へお問い合わせください。すてっぷ相談室は、女性のための相談室です。

7 養育費のこと

養育費保証促進補助金

所得制限	なし	子の年齢	20 歳未満	区分	☐ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子
制度概要	養育費について、保証会社と1年以上の養育費保証契約を結ぶ際に支払う保証料を補助します。（上限5万円） ※養育費保証契約とは、養育費の支払いがない場合に保証会社が立て替えるものです。				
対象者	豊中市内に居住し、申請時においてひとり親等であって、次の要件の全てを満たす方。 ・養育費の取り決めに係る債務名義（公正証書・調停調書など）を有している ・養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している ・過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め養育費保証契約に関する補助金を交付されていない				
申込時期	随時				
必要書類	戸籍全部事項証明書、住民票、児童扶養手当証書（いずれも写し）、保証会社に支払った保証料の領収書など、養育費の取り決めに交わした文書、養育費保証契約書、その他必要な書類				
申込・ 問い合わせ先	豊中市 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 （豊中市役所第二庁舎3階 307 番窓口） TEL 06-6858-2767				

公正証書等作成促進補助金

所得制限	なし	子の年齢	20 歳未満	区分	☐ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子
制度概要	公正証書や調停調書または確定判決にかかる書類取得費用（戸籍謄本・印鑑登録証明書・作成手数料・収入印紙代・郵便切手代）などを補助します。（上限3万円）				
対象者	豊中市内に居住し、申請時においてひとり親等であって、次の要件の全てを満たす方。 ・養育費の取り決めに係る債務名義（公正証書・調停調書など）を有している ・養育費の取り決めに係る経費を負担している ・養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している ・過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め公正証書等作成に関する補助金を交付されていない				
申込時期	随時 ＜公正証書等作成日から6ヵ月以内＞				
必要書類	戸籍全部事項証明書、住民票、児童扶養手当証書、補助対象となる経費の領収書など、公正証書（強制執行認諾約款付き）、調停調書または確定判決、その他必要な書類				
申込・ 問い合わせ先	豊中市 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 （豊中市役所第二庁舎3階 307 番窓口） TEL 06-6858-2767				

弁護士費用補助金

所得制限	なし	子の年齢	20歳未満	区分	☐ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子
制度概要	養育費請求にかかる弁護士費用（着手金・予納金・収入印紙代・郵便切手代など）を補助します。（上限15万円）				
対象者	豊中市内に居住し、申請時においてひとり親等であって、次の要件の全てを満たす方。 ・養育費の取り決めに係る債務名義（公正証書・調停調書など）を有している ・養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している ・養育費の不払いにより受け取れていない債権がある ・豊中市立母子父子福祉センターが実施する「ひとり親家庭弁護士相談」を受け、養育費の回収が見込める ・過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め養育費請求などの弁護士費用に関する補助金を交付されていない				
申込時期	随時（事前相談が必要です）				
必要書類	事前相談時に説明				
申込・ 問い合わせ先	豊中市立母子父子福祉センター （豊中市中桜塚2-28-8） TEL 06-6852-5160				

**養育費に関する詳細は
市HPをご覧ください**



市ホームページ

**離婚を考えている方や離婚手続き中の方向けに
法務省や法テラス作成の養育費の取り決めに関する
以下の動画サイトを掲載しています**

法務省「離婚を考えている方へ」

法務省養育費ガイダンス

法テラス3分動画「離婚手続きのキホン」など

8 仕事のこと

ひとり親家庭自立支援給付金事業

所得制限	あり	子の年齢	なし	区分	母子 寡婦 父子								
制度概要	●自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母又は父子家庭の父が、雇用保険の一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金・専門実践教育訓練給付金の指定講座を受講し修了した場合に支給されます。雇用保険の教育訓練給付の受講資格有無により支給額が異なります。 ※専門実践教育訓練給付金については別途相談してください。 <table><tr><td>ハローワーク教育訓練給付金</td><td>支給額(受講料のうちハローワーク支給割合)</td></tr><tr><td>① 支給対象である（一般）</td><td>4 0 %（ 2 0 %）</td></tr><tr><td>② 支給対象である（特定）</td><td>2 0 %（ 4 0 %）</td></tr><tr><td>③ 支給対象でない</td><td>6 0 %</td></tr></table> ※上限 20 万円、下限 4 千円。但し教育訓練給付金の支給分を差し引きます。 ●高等職業訓練促進給付金 専門的な資格取得を容易にするため母子家庭の母又は父子家庭の父が、6 ヶ月以上の養成機関で修業する場合に3年間支給されます。修業の修了時には修了支援給付金も支給されます。 ◇対象資格・・・看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、保育士 等 ◇支給額・・・月額 10 万円（市民税非課税世帯）、70,500 円（市民税課税世帯） 修了支援給付金5万円（市民税非課税世帯）、25,000 円（市民税課税世帯）					ハローワーク教育訓練給付金	支給額(受講料のうちハローワーク支給割合)	① 支給対象である（一般）	4 0 %（ 2 0 %）	② 支給対象である（特定）	2 0 %（ 4 0 %）	③ 支給対象でない	6 0 %
	ハローワーク教育訓練給付金	支給額(受講料のうちハローワーク支給割合)											
	① 支給対象である（一般）	4 0 %（ 2 0 %）											
	② 支給対象である（特定）	2 0 %（ 4 0 %）											
	③ 支給対象でない	6 0 %											
対象者	児童扶養手当受給者、又は同様の所得水準にある者												
申込時期	随時（受講前の事前相談が必要です。）												
必要書類	児童扶養手当証書(またはひとり親家庭医療証)・個人番号・口座番号のわかるものなど												
申込・ 問い合わせ先	豊中市 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 (豊中市役所第二庁舎3階 307 番窓口) TEL 06-6858-2767												

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金(子も対象)

所得制限	あり	子の年齢	20歳未満	区分	☒ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子
制度概要	高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし、民間事業者などが実施する高卒認定試験の合格をめざす講座(通信・通学・それぞれの併用)を受講する場合に支払った受講料の60%の合計30万円を上限に補助します。 ① 受講開始時給付金・・・受講料の40%に相当する額(上限20万円、下限4,001円) ② 受講修了時給付金・・・受講料の50%—①の支払額(①と合計額上限25万円、下限4,001円) ③ 合格時給付金・・・・・・受講料の10%に相当する額(①②と合計額上限30万円) *通信制の場合は上記の上限金額が変わります..				
対象者	児童扶養手当受給者、又は同様の所得水準にある者とその児童(20歳未満)				
申込時期	随時(受講前の事前相談が必要です。)				
必要書類	児童扶養手当証書など				
申込・ 問い合わせ先	豊中市 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 (豊中市役所第二庁舎3階 307 番窓口) TEL 06-6858-2767				

母子・父子自立支援プログラム策定事業

所得制限	なし	子の年齢	なし	区分	☒ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子
	就職や転職を希望されている、児童扶養手当の受給者に対し、母子・父子自立支援員等が、個別の面談で生活状況や就労について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定しています。 また、ハローワーク池田・ハローワークプラザ千里マザーズコーナーや豊中しごと・くらしセンターとも連携し、必要に応じて専門部門への同行や各種の職業訓練などの情報提供なども行っています。 ※相談はご予約ください				
対象者	児童扶養手当受給者（生活保護受給者除く）・離婚を検討されている方				
申込時期	随時				
必要書類	詳細は下記申込・問い合わせ先へ				
申込・問い合わせ先	豊中市 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 （豊中市役所第二庁舎3階 307 番窓口） TEL 06-6858-2767				

**ハローワーク池田の常設窓口「就職支援「とよなか」ハローワークコーナー」を
豊中市役所第二庁舎1階に開設しています。**

*市内在住の児童扶養手当受給者の方の就労支援を同庁舎内でご利用いただけます。ご利用については、まず、3階の「子育て給付課窓口」にご相談ください。母子・父子自立支援員等が同行します。

<参 考>

連携機関	利 用 案 内
豊中しごと・くらしセンター （庄内コラボセンター3階）	豊中しごと・くらしセンターは、就労をめざしているけれど困ったり、迷っている方の相談を受ける「まちのキャリアセンター」です。 豊中市庄内幸町 4-29-1 TEL06-6858-7463 受付時間 月曜～金曜日 9:00～17:00 ※相談は予約制です。
とよなか男女共同参画推進センター （情報ライブラリー・就労支援情報コーナー他）	すてっぴ相談室 ●就労相談（要予約） ①しごと準備相談 ②しごと支援相談 ●労働相談（要予約） 豊中市玉井町 1-1-1（エトレ豊中5階） TEL06-6844-9739 予約受付時間 9:00～20:00 ※土曜日は 17:00 まで ※12:00～13:00 と 17:00～18:00、水曜・日曜・祝日を除く

9 子どもに関する関係窓口など（相談窓口は1ページ）

経済的支援		
児童手当・子ども医療	子育て給付課（市役所第二庁舎3階）	06-6858-2269
児童扶養手当・ひとり親家庭医療	子育て給付課（市役所第二庁舎3階）	06-6858-2329
特別児童扶養手当	障害福祉課（市役所第二庁舎1階）	06-6858-2232
母子保健		
乳幼児健康診査	おやこ保健課（すこやかプラザ内）	06-6858-2293
予防接種	健康危機対策課（豊中市保健所内）	06-6152-7329
小・中学校		
小・中学校入学・転校	教育委員会事務局 学務保健課 学務保健係 （市役所第一庁舎6階）	06-6858-2553
就学援助		
放課後こどもクラブ	教育委員会事務局 学び育ち支援課 運営係 （市役所第一庁舎6階）	06-6858-2578
子育て支援		
ショートステイ	こども支援課（すこやかプラザ内）	06-6852-5172
ファミリー・サポート・センター	とよなかファミリー・サポート・センター （すこやかプラザ 豊中市社会福祉協議会内）	06-6841-9383
病気のとき		
休日急病診療	（一財）豊中市医療保健センター本部診療所 （上野坂2-6-1）	06-6848-1661
	（一財）豊中市医療保健センター南部診療所 豊中市立庄内保健センター内 （島江町1-3-14-101）	06-6332-8558 ※診療時間外はつながりません。
豊能広域こども急病センター	豊能広域こども急病センター （箕面市萱野5-1-14）	072-729-1981
夜間休日緊急歯科診療	大阪大学歯学部附属病院 （吹田市山田丘1-8）	06-6879-2848
市立豊中病院	市立豊中病院（柴原町4-14-1）	06-6843-0101
小児救急電話相談	プッシュ回線、携帯電話からは → #8000 ダイヤル回線、IP電話からは → 06-6765-3650	

認定こども園・保育所・幼稚園			
認定こども園・幼稚園・保育所の入園等		子育て給付課（市役所第二庁舎 3 階）	6858-2252
病児保育の問い合わせ		こども事業課（市役所第二庁舎 3 階）	6858-2250
断続的一時保育の問い合わせ ※電話番号横の 1 号・ 2 号・3 号は受入対象児の 支給認定号を表します。	幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園	あけぼのドロップス	6155-1101
		あけぼのぽんぽここども園	6857-0003
		アトリオとねやまこども園	6843-6000
		アトリオみなみおかこども園	6832-1171
		追手門学院幼稚園	6871-2986（1・2 号） 6871-1880（3 号）
		北丘聖愛園	6832-2778
		こもれびのもり	6843-5431
		さくらづか保育園	6843-5868
		庄内こどもの杜幼稚園	6334-9264
		白鳩チルドレンセンター南丘	6833-1371
		神童幼稚園（現在休止中）	6841-2717（1・2 号） 6852-5656（3 号） 6841-8180（分園）
		せんりひじり幼稚園・ せんりにじいろ保育園	6873-4152（1・2 号） 6873-7050（3 号）
		てしま保育園	6864-0943
		刀根山こころこども園	6844-1218
		豊中愛光幼稚園（現在休止中）	6853-9677
		豊中ほづみ保育園	6864-4111
		のばたけ保育園	6848-4560
		ほうなん子ども園（現在休止中）	6331-1780（1 号） 6332-1600（2・3 号）
		夢の鳥保育園	6862-7611
	民 間 保 育 所	アイグラン保育園千里中央	6155-7905
		アイグラン保育園寺内	6152-9917
		アイグラン保育園西泉丘	6836-9380
		アイグラン保育園南桜塚	6152-9586
		あけぼの風の森保育園	6857-2003
		あけぼのひだまり保育園	6848-8611
		あけぼのぶんぶん	6867-0711
		あけぼの保育園	6849-2525
		アスク上新田保育園	6836-5851
		あっぷるこども園	6848-1212
		いずみ保育園	6855-2000

断続的一時保育の問合わせ		おひさま岡町保育園	6856-4001
		おひさま保育園	6856-1679
		くりのみ保育園	6334-6004
		聖ミカエル保育園	6854-6015
		豊中みどりっこ保育園	6151-2546
		トレジャーキッズふれあい緑地保育園	6868-9998
		羽鷹池ひだまり保育園	6843-6811
		東泉丘ひだまり保育園	6857-8611
		ひかり保育園	6864-5028
		ほわいと保育園宮山町	4865-5707
緊急一時保育の問合わせ	公立 こども 園	旭丘こども園	6848-0316
		小曽根こども園	6331-0858
		北緑丘こども園	6848-0088
		栄町こども園	6334-4849
		桜井谷こども園	6843-6955
		島田こども園	6331-6767
		庄内西こども園	6332-6200
		しんでんこども園	6833-9000
		高川こども園	6336-1500
		てしまこども園	6864-3200
		てらうちこども園	6864-8903
		とねやまこども園	6843-4700
		ともだちこども園	6841-1314
		西丘こども園	6871-0180
		野田こども園	6333-0270
		のばたけこども園	6854-7811
		服部こども園	6862-3076
		原田こども園	6841-6737
		東丘こども園	6872-2791
		東豊中こども園	6848-0306
		豊南西こども園	6331-1103
		螢池こども園	6843-6031
		本町こども園	6848-2598
		ゆたかこども園	6848-0500

豊中市内の主な学習支援教室＜要申込み＞

施設名	名称	対象	実施日	内容	問合せ先
母子父子福祉センター	ひとり親家庭学習支援教室	中高生	毎週土曜	大阪大学ほかの大学生（トライグループ）が自習形式で指導、25名、費用月3,000円、募集随時	6852-5160
青少年交流文化館いぶき	いぶき学習支援事業	15～18歳	毎週水曜、土曜	運営委託団体のスタッフが自習形式で指導、若干名、無料、募集随時	6151-2244
くらし支援課委託事業 「おもろ荘プロジェクト」 （長興寺南）		中学生～高校生 年齢相当	毎週月曜、水曜	運営団体のスタッフやボランティアが指導、一部実費負担あり、25名程度、募集随時	090-9989-0486
児童生徒課創造活動係	寄り添い型学習支援事業 「中3まなびの場」	中学3年生並びに義務教育学校9年生	毎週火曜、水曜、木曜、土曜	大学生や社会人の学習支援員が自習形式で指導、20名、無料、募集随時	080-3519-1633
人権平和センター豊中	学びの場 （（一財）とよなか人権文化まちづくり協会に委託しています）	小中学生	内容に記載のとおり （祝日は除く）	元教員と補助指導員が指導、 ①第1・3火曜（小学3・4年生）国語・算数、第2・4火曜（小学5・6年生）国語・算数、各10名、第2・4水曜（小学5・6年生）英語、15名 ②第1・3水曜（中学生）数学・英語、15名、①②無料、要問合せ	6841-5300

市立中学生・義務教育学校7～9年生対象の学習支援を始めます

詳しくはこちら



市ホームページ

子どもがのんびり過ごしたり勉強したり、子育てに利用できる場所
（市有施設を開放）があります

詳しくはこちら



市ホームページ

豊中市こども未来部子育て給付課

〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号

第二庁舎 3階

TEL:06-6858-2767



市ホームページ

